

秋田県中央地区老人福祉総合エリア コミュニティセンター利用約款

平成25年 7月 1日制定

平成25年 7月 1日施行

平成26年 4月 1日改正

平成28年 6月 1日改正

令和元年10月 1日改正

令和3年 4月 1日改正

令和6年 4月 1日改正

令和7年 4月 1日改正

第1条 (適用範囲)

秋田県中央地区老人福祉総合エリア コミュニティセンター(以下「エリア」という。)が、エリアをご利用いただくお客様(以下「利用客」という。)との間で締結する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この契約に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 エリアが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 (利用契約の申込み)

エリアの施設利用の申込みをしようとする者は、次の事項をエリアに申し出ていただきます。

(1) 宿泊の場合

- (ア) 宿泊者名及び人数(団体の場合は団体名及び代表者名並びに宿泊人数)
- (イ) (ア)の住所及び電話番号
- (ウ) 宿泊日
- (エ) 到着及び出発予定時刻
- (オ) 食事の要不要
- (カ) その他必要と認める事項

(2) 屋内運動広場又は会議室等の施設を、個人又は団体が貸し切る場合

- (ア) 利用者名及び人数(団体の場合は団体名及び代表者名並びに利用人数)
- (イ) (ア)の住所及び電話番号
- (ウ) 利用日
- (エ) 到着及び出発予定時刻
- (オ) 食事の要不要
- (カ) 送迎バスの要不要
- (キ) 机、椅子、その他備品・消耗品等エリアが準備する物
- (ク) 利用者が持ち込む物
- (ケ) その他必要と認める事項

(3) 前2号に定める事項以外(休憩・入浴、屋内温水プール又は無料施設等)の利用で、特にエリアが必要と認めた場合

- (ア) 利用目的
- (イ) 利用人数

(ウ) その他エリアが必要と認める事項

第3条 (利用契約の成立等)

エリアの利用契約は、エリアの施設を利用しようとする者が前条の申込みをしたときに成立するものとします。ただし、エリアが第4条各号に定める事由等により承諾をしなかった場合は、この限りではありません。

第4条 (利用契約締結の拒否)

エリアは、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 利用の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室又は満員により利用施設に余裕がないとき
- (3) 利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 利用しようとする者が、第10条で定める利用規則で禁じている行為をするおそれがあると認められるとき
- (5) 利用しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」という。)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき
- (6) 利用しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
- (7) 利用しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があるとき
- (8) 利用しようとする者が利用施設若しくはエリア内に勤務する者(以下「職員等」という。)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行なったと認められるとき
- (9) 利用しようとする者が他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき、又はそのおそれがあるとき
- (10) 利用しようとする者が、感染症罹患患者であると明らかに疑われるとき
- (11) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき

第5条 (利用客の契約解除権)

利用客は、エリアに申し出て、利用契約を解除することができます。

2 エリアが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合において、宿泊料金を申し受けることがあります。

第6条 (エリアの契約解除権)

エリアは、次に掲げる場合においては、利用契約を解除することができます。

- (1) 利用客が利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) 第10条で定める利用規則の禁止事項に従わないとき
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による「暴力団」及び「暴力団員」またはその関係者、その他反社会勢力であると認められるとき
- (4) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であると認められるとき

- (5) 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき
- (6) 利用施設に対する破壊行為を行ったとき、又は職員等に対する暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき
- (7) 他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (8) 利用客が感染症罹患患者であると明らかに疑われるとき
- (9) 天災等不可抗力に起因する事由により利用させることができなくなったとき

2 エリアが前項の規定に基づいて利用契約を解除したときは、利用客がいまだに提供を受けていない利用サービス等の料金はいただきません。

第7条 (宿泊の登録)

利用客のうち宿泊を申込み者は、利用日当日、コミュニティセンター受付において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号及び旅券(パスポート)の写し
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他必要と認める事項

第8条 (休館日及び休業)

エリアの休館日は、次のとおりとします。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日)
- (2) 1月1日及び12月31日

2 エリアが必要と認めたときは、前項の規定に関わらず臨時に休業日を設け、又は前項に定める休業日を変更することがあります。

3 エリアが認めたときは、第1項の規定に関わらず休業日であっても利用施設を使用させることがあります。

4 前2項の臨時的な休業又は休業日の変更等を行う場合には、適当な期間及び方法をもって周知に努めるものとします。

第9条 (利用施設の使用時間)

エリアの利用施設に係る使用時間は、次のとおりとします。ただし、エリアが認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 宿泊室 16:00から翌日の10:00まで。ただし、連続して宿泊する場合を除く
なお、入浴はチェックインの時間から22:00までと、翌朝の7:00から8:00まで
- (2) 休憩室 9:00から19:00まで。なお、入浴は10:00から19:00まで
- (3) 屋内温水プール
10:00から18:30まで
団体貸切は9:00から18:30まで
なお、13:00から30分間は、水質確認・調整のため使用できません

(4) 会議室等 9:00から19:00まで

(5) 屋内運動広場

9:00から21:00まで

(6) 緑地運動広場

9:00から17:00まで

2 前項の時間は臨時に変更することがあります。その場合には、適当な期間及び方法をもって周知に努めるものとします。

第10条 (利用規則の遵守)

利用客は、エリア内においては、エリアが定めてエリア内に提示した利用規則に従っていただきます。

第11条 (テナント及び各店の営業時間)

エリア内に入居しているテナント及び各店の営業時間は、次のとおりです。

理容 カット&フェイス	9:00から17:00
美容 salon ゆみこ	9:00から16:30

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な期間及び方法をもって周知に努めるものとします。

第12条 (料金の支払い)

利用客が支払うべき利用料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の利用料金等の支払いは原則として現金によるものとし、エリアが請求したとき、コミュニティセンター受付において行っていただきます。

3 テナント各店を利用した場合は当該各店でお支払いいただきます。

第13条 (エリアの責任)

エリアは、利用契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により利用客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それがエリアの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第14条 (契約した施設等の提供ができないときの取扱い)

エリアは、利用客に契約した施設等を提供できないときは、利用客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の利用施設の斡旋に努めるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊客に対して宿泊室の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、宿泊室が提供できないことについて

て、エリアの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条（寄託物等の取扱い及び損害賠償）

利用客がコミュニティセンター受付にお預けになった貴重品又は現金について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、エリアは、その損害を賠償します。

2 利用客が、エリア内にお持込みになった貴重品又は現金であってコミュニティセンター受付にお預けにならなかったものについて、エリアの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、エリアは、その損害を賠償します。ただし、利用客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、エリアに故意又は重大な過失がある場合に限り、損害賠償の限度額を15万円としてその損害を賠償いたします。

第16条（利用客の手荷物又は携帯品の保管）

利用客の手荷物が、利用に先立ってエリアに到着した場合は、その到着前にエリアが了解したときに限って責任をもって保管し、利用客がコミュニティセンター受付において受付けした際にお渡します。

2 前項の手荷物について、その到着前にエリアの了解を得ていない場合は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求め保管するものとしますが、連絡がつかない場合又は保管することが困難であるとエリアが判断した場合は保管をお断りします。

3 利用客がエリアから退所した後、利用客の手荷物又は携帯品がエリアに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、エリアは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届けます。

4 前3項の場合における利用客の手荷物又は携帯品の保管についてのエリアの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前2項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条（駐車場の責任）

利用客がエリアの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、エリアは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、エリアの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条（利用客の責任）

利用客の故意又は過失によりエリアが損害を被ったときは、当該利用客はエリアに対しその損害を賠償するものとします。

第19条（個人情報の取扱い）

エリアは利用客から提供される個人情報については、秋田県社会福祉事業団個人情報保護規程に則り、適切に取扱います。

第10条に定める利用規則

秋田県中央地区老人福祉総合エリア・コミュニティセンター(以下「エリア」という。)をご利用するに当たり、お客様にお約束頂く規則です。

【エリア施設及びエリア敷地内(駐車場・芝生・緑地運動広場等)でおやめいただきたい行為】

- 1) 賭博や風紀治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動。
- 2) ゴミを持ち込み、又は放置する行為。
- 3) ペットの放し飼い、又はその糞を放置する行為。
- 4) エリアの外観を損なうような掲示物又は物品の陳列等。
- 5) 地域住民及び他のお客様に迷惑となる、大音量による騒音又は宣伝等。
- 6) エリアの許可を得ずに行う政治活動又は宗教活動。
- 7) エリアの許可を受けずに行う営業行為。
- 8) エリアの許可を受けずに行う宣伝物の配布、物品の販売等。
- 9) エリアの許可を得ずにてント設営又は野宿し、設備の無断使用や集会又は炊事等すること。
- 10) エリアの許可を受けずに、電気・水道・ガス等の設備を使用すること。
- 11) エリアの備品等を所定以外の場所で使用し、施設・備品等を用意以外の目的で使用すること。
- 12) エリアの施設・備品等の現状を変更して使用すること。

【エリア施設内でおやめいただきたい行為】

- 1) 発火または引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられているものを持ち込み。
- 2) 犬(介助犬又は盲導犬を除きます。)、猫、小鳥、その他の動物の持ち込み。
- 3) 廊下やロビーで大声や奇声を発し、走り回る等の行為。
- 4) 屋内運動広場以外の場所でボール等の遊具を使用し遊ぶこと。
- 5) 階段及び2階の手すりですり遊ぶこと。

【火災予防上お守りいただきたい事項】

- 1) エリア施設内には、暖房用、炊事、調理用の火器及び電化製品等(ストーブ、ガスコンロ、七輪、魚焼き器、ホットプレート、レンジ、炊飯器、トースター、冷蔵庫、冷凍庫等)を持ち込んでご使用にならないでください。
- 2) エリア施設内での喫煙は、所定の場所をお願いします。特に、火災の原因となりやすい場所(特に宿泊室及び休憩室)での寝たばこは、決してなさないでください。
- 3) 消防設備等に対するいたずらは、決してなさないでください。
- 4) その他火災の原因になるような行為をなさないでください。

【保安上お守りいただきたい事項】

- 1) 個室をご利用の場合、お部屋から出られるときは、ドアおよび窓の施錠をご確認ください。
- 2) 個室にご滞在中や特にご就寝のときは、ドアの内鍵をお掛けください。来訪者が有ったときは、不用意に開扉なさらずにご確認ください。万一不審者と思われる場合は、直ちにコミュニティセンタ

一受付(内線218番)にご連絡ください。

- 3) 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
- 4) 個室をご利用なさる場合、外出の際は必ずコミュニティセンター受付に鍵をお預けください。

主な理由は、

- (ア) お客様が在室か外出かを鍵の有無で判断している
- (イ) 外に持ち出すと紛失の可能性が高くなる
- (ウ) その他

紛失の場合、シリンダーを含めて弁償していただく場合があります。

【お支払いについて】

- 1) お支払いは、エリアが請求した時に原則として現金でお願いいたします。
- 2) テナント(レストラン、売店等)をご利用される場合は、各店舗での会計となります。
- 3) お荷物輸送費、切符代、タクシー代等のお立替は、お断りさせていただきます。

【貴重品、お預かり品のお取り扱いについて】

- 1) 現金、その他貴重品は、原則としてご自身で責任を持って保管ください。エリア施設内及び敷地内での貴重品の事故に関して、責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。
- 2) 遺失物は、法令に基づいて処理させていただきます。(遺失物法9条関係)
- 3) コミュニティセンター受付でお預かりしたお預かり品の保管期間は、7日以内とさせていただきます。

【浴場(サウナを含みます)のご利用について】

○ご利用をお断りしている事項

- 1) 医師から入浴を禁じられている方のご利用はお断りいたします。
- 2) 酒気を帯びた方及び衛生上、管理上、入浴に不相当と認められる方は、ご利用をお断りいたします。
- 3) 入れ墨をされている方入浴はお断りいたします。

○ご利用の安全及び衛生上、禁止している事項

- 4) 危険性のある物品(発火・爆発の恐れのあるもの、有毒ガス・悪臭を発生させるもの、刃物、ガラス製品、水中メガネ、金属類等)の持ち込みは禁止いたします。
- 5) 浴場内での衛生環境を著しく損なう行為は固く禁止いたします。
- 6) 浴場及び更衣室内での飲食は固く禁止いたします。
- 7) アルコール類の持ち込みは固く禁止いたします。
- 8) 大浴場での遊泳、飛び込み、水遊び等は固く禁止いたします。
- 9) タオルを湯船に浸けたりサウナの中で絞ったり、水をまいたりする行為は禁止いたします。
- 10) サウナ室への本・雑誌類の持ち込みは禁止いたします。
- 11) 浴場及び更衣室内での毛染め(カラーシャンプー、カラーリング剤を含む)は禁止いたします。
- 12) 浴場内での歯磨きは禁止いたします。(更衣室内の洗面所をご利用ください)
- 13) 立入禁止区域内へ無断で出入りすることは固く禁止いたします。

○ご利用の安全及び衛生上、ご協力いただきたい事項

- 14) 小学校3年生以下のお子様は、保護者が同伴してご利用ください。
- 15) 良く体を洗ってからご入浴及びサウナをお楽しみください。
- 16) 浴場及び更衣室内に持ち込まれた物品の紛失、盗難につきましては、エリアとしてその責任を負いかねますので各自充分にご注意ください。
- 17) 混雑したときはご利用を制限することがありますのでご了承ください。
- 18) 他のおお客様のご迷惑になる行為や危険な行為はなさないようお願いします。
- 19) 浴場内におけるケガ等の事故について、エリアにおいて応急処置はいたしますが、エリアに過失がある場合を除き、その責任は一切負いかねますので充分注意してください。

【屋内温水プールのご利用について】

○ご利用をお断りしている事項

- 1) 医師から水泳を禁じられている方のご利用はお断りいたします。
- 2) 酒気を帯びた方及び衛生上、管理上、水泳に不相当と認められる方は、ご利用をお断りします。
- 3) 入れ墨の方のご利用はお断りします。

○ご利用の安全及び衛生上、禁止している事項

- 4) 潜水、飛び込み、プールサイド等でのかけ足は固くお断りいたします。
- 5) 日焼けサンオイル等の使用は禁止いたします。
- 6) アルコール類の持ち込みは固く禁止いたします。
- 7) プール内、プールサイド及び更衣室での飲食は固く禁止いたします。
- 8) プール内に危険性のある物品(ガラス製品、金属類等)の持ち込みは固く禁止いたします。
- 9) 立入禁止区域内へ無断で出入りすることは固く禁止いたします。

○ご利用の安全及び衛生上、ご協力いただきたい事項

- 10) 13:00から30分間は、水質確認・調整のためご利用できません。
- 11) 健康管理及び事故防止のため適宜の休憩をお願いします。
- 12) 小学校3年生以下のお子様は、保護者が同伴してご利用ください。
- 13) 小さいお子様をお連れの保護者は、お子様から目を離さないようお願いします。
- 14) プール及び更衣室内に持ち込まれた物品の紛失、盗難につきましては、エリアとしてその責任を負いかねますので各自充分にご注意ください。
- 15) 水泳用キャップを着用のうえご利用ください。
- 16) プールが混雑したときは次に掲げのご利用を制限することがありますのでご了承ください。
 - ・ プール内へのご入場及びご利用
 - ・ 大型遊具・ビーチボール等のご使用
- 17) 他のおお客様のご迷惑になる行為や危険な行為はなさないようお願いします。
- 18) プールにおけるケガ等の事故は、エリアにおいて応急処置はいたしますが、エリアに過失がある場合を除き、その責任は一切負いかねますので充分注意してください。

【屋内運動広場のご利用について】

- 1) 卓球、ボールその他の遊具は互いに譲り合い、仲良く遊ぶと供に破損しないよう丁寧な取扱いをお願いします。
- 2) 個人又は団体等で、一定の範囲を占有して使用する場合は、利用申込みが必要になります。
- 3) 酒気を帯びた方並びに管理及び衛生上、不相当と認められる個人又は団体のご利用をお断りします。
- 4) バット、ゴルフクラブ、硬いボール等の怪我の恐れのあるもの等の使用は危険ですので、ご利用をお断りします。
- 5) アルコール類の持ち込みは禁止いたします。
- 6) エリアが認めた場合を除き、屋内運動広場での飲食を禁止いたします。
- 7) 屋内運動広場が混雑したときはご利用を制限することがあります。
- 8) 屋内運動広場におけるケガ等の事故について、エリアにおいて応急処置はいたしますが、エリアに過失がある場合を除き、その責任は一切負いかねますので充分注意してください。

【屋外施設(緑地運動広場・屋外トイレ)のご利用について】

- 1) 屋外施設のご利用を希望される場合は、受付での利用申し込みが必要になります。
- 2) ゴミ類及びペットの糞は各自でお持ち帰り願います。
- 3) 酒気を帯びた方並びに管理及び衛生上、不相当と認められる個人又は団体のご利用をお断りします。
- 4) アルコール類の持ち込みは禁止いたします。
- 5) 屋外施設が混雑したときはご利用を制限することがあります。
- 6) 屋外施設におけるケガ等の事故について、エリアにおいて応急処置はいたしますが、エリアに過失がある場合を除き、その責任は一切負いかねますので充分注意してください

【駐車場・芝生のご利用について】

- 1) 駐車場・芝生に危険物(発火・爆発の恐れのあるもの、有毒ガス・悪臭を発生させるもの、刃物等)を持ち込まないでください。
- 2) 危険ですから、駐車場で遊ばないでください。
- 3) 駐車場・芝生内及びその周辺で許可なく営業行為、その他エリアの管理に支障がある行為は固くお断りします。
- 4) お客様又は職員以外の方は、無断駐車をなさらないようお願いいたします。
- 5) エリアの故意又は過失によって損害を与えた場合を除き、駐車場内における事故、災害及び災害による車両の損害について、エリアは一切の責任を負いません。

【送迎バスの利用について】

- 1) 送迎バスの台数は1台で、乗車可能人数は最大28名です。
- 2) 送迎バスのご利用は、事前の申込みが必要となります。
- 3) 送迎バスの乗車定員を超えてのご利用は固くお断りさせていただきます。
- 4) 送迎を申し受ける範囲は、原則としてエリアから片道1時間以内で行ける場所とします。なお、冬期間については、道路事情等によりその範囲が狭まる場合があります。
- 5) 送迎バスの運行時間は、原則として8:30(エリアを出発する時刻)から17:00(最終出発時刻)

までといたします。

- 6) お客様の待機場所は、原則として送迎バスが方向転換できるか、他の車両通行に支障がない場所とし、できるだけまとまった乗降をお願いします。
- 7) 天災・悪天候などの不可抗力、車両故障、その他の事情により送迎バスが遅延・運行中止になった場合において、エリア利用料の返金・割引・代替タクシー代等の負担、その他遺失利益の補償及び慰謝料等の支払いはいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- 8) 待機中は、原則として送迎バスのエンジン及びエアコンを停止いたします。
主な理由は、
 - (ア) 待機場所近隣住民への配慮
 - (イ) 二酸化炭素排出抑制など、地球環境保全への取り組み
ご理解とご協力をお願いいたします。
- 9) 下記のようなご利用は、原則としてお断りいたします。
 - (ア) 送迎範囲を逸脱したご利用。またはご予約内容と大幅に異なる場所(観光地等)への送迎
 - (イ) お客様の個別のご要望に応じた乗降
 - (ウ) 2台以上の送迎バスの用意
- 10) 下記のようなご行為は固くお断りしており、運転士の判断で運行を中止することがあります。
 - (ア) お約束の時間から大幅に遅れてのご利用
 - (イ) 安全な停車が困難な場所で、待機又は乗降することを求める行為
 - (ウ) 公道上に停車したまま、運転士に送迎バスから離れることを要求する行為
 - (エ) 安全上、技術上の理由から狭隘路への進入を断った運転士に対し、進入を要求する行為
 - (オ) 運転士に対する暴言・暴行、または執拗に話しかける等、安全運転を妨げる行為
 - (カ) 危険物(発火・爆発の恐れのあるもの、有毒ガス・悪臭を発生させるもの、刃物等)の持込
 - (キ) その他、お断りすることが社会的に妥当とされる行為

第12条に定める別表1

秋田県中央地区老人福祉総合エリア利用料金

【休憩・入浴料】

1回券	大人	700円
	(15:00以降)	350円
	小学生	350円
	(15:00以降)	180円

回数券(6回券)	大人	3,500円
	小学生	1,750円

【宿泊料】

お一人様一泊 (広間をご利用の場合)	大人	3,800円 (3,400円)
	小学生	2,800円 (2,600円)
	幼児(3歳以上)	1,400円 (1,300円)

【屋内温水プール】

1回券	大人	560円
	高校生	400円
	3才～中学生まで	230円

回数券(6回券)	大人	2,820円
	高校生	1,970円
	3才～中学生まで	1,130円

【休憩・プールのセット利用券】

お一人様	大人	1,140円
	高校生	970円
	中学生	800円
	小学生	450円

【施設利用料】

ご利用一時間に付き	会議室	1,460円
	研修室・視聴覚室	各1,690円
	多目的ホール	2,820円
	文芸室	1,460円
	茶室	970円
	陶芸室、木工室	各1,690円
	屋内運動広場(半面)	570円
	緑地運動広場	220円